

岩国市公共交通人材確保事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

岩国市公共交通人材確保事業費補助金交付要綱

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 第二種運転免許取得助成金（第 4 条—第 11 条）

第 3 章 運転士就職奨励金（第 12 条—第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条—第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市内において深刻な問題となっている公共交通に従事する運転士の確保を支援し、もって公共交通の安定的な運行の維持を図るため、予算の範囲内で岩国市公共交通人材確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者又は道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送の業務を本市から受託した者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者をいう。
- (3) 地域鉄道事業者 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 3 条の許可を受けた鉄道事業のうち、新幹線、在来幹線、都市鉄道に該当する路線以外の鉄道事業を行う者をいう。
- (4) 離島航路事業者 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 4 項に規定する旅客定期航路事業のうち、離島航路事業を行う者をいう。
- (5) 第二種運転免許 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 4 項に規定する大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。

（補助金の種類）

第 3 条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 第二種運転免許取得助成金 第二種運転免許の取得に要する経費に対する助成金（以下「助成金」という。）
- (2) 運転士就職奨励金 前条第 1 号から第 4 号までの事業者に新たに就職する運転士（離島航路事業者に就職する者にあつては一等航海士）に対する奨励金（以下「奨励金」という。）

第2章 第二種運転免許取得助成金

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 令和6年4月1日以後に道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）に入校し、第二種運転免許を新たに取得した者であること。
- (2) 新たに取得した第二種運転免許の発行日が助成金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）の70歳到達日前であること。
- (3) 助成金の申請をする日（以下この条において「申請日」という。）時点において70歳未満であり、市内に住所を有し、かつ、申請日前1年以上継続して市内に居住していること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員をいう。）でないこと。
- (6) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許のいずれかの免許を取得した際に要した経費のうち、教習所の教習料金並びに運転免許試験場での適性検査及び学科試験に要した経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が第二種運転免許の取得を前提として、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項若しくは第7項に規定する受験資格特例教習を受講した場合は、当該教習に係る教習料金について、第二種運転免許の発行日前1年以内に支払ったものに限り、助成対象経費に含めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、助成対象者が大型自動車第二種免許の取得を前提として、中型自動車免許及び大型自動車免許を併せて取得した場合は、当該自動車免許の取得に係る教習所の教習料金並びに運転免許試験場での適性検査及び学科試験に要した経費について、大型自動車第二種免許の発行日前1年以内に支払ったものに限り、助成対象経費に含めるものとする。
- 4 前3項に規定する経費のうち、検定不合格による追加の教習料金及び再検定に係る経費は、助成対象経費から除くものとする。
- 5 大型自動車第二種免許を取得した場合は、教習所までの交通費として助成対象経費に2万円を加算する。
- 6 第二種運転免許の取得に関する国又は山口県等から助成対象経費に関して同種の補助金等の交付を受けている場合にあっては、助成対象経費から国又は山口県等からの補助金等の交付額を控除した額を助成対象経費とする。

7 助成対象経費の上限額は、60 万円とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第二種運転免許を新たに取得した者 助成対象経費の4分の1に相当する額
 - (2) 前号の助成金の交付を受けた者で、第二種運転免許の発行日から1年以内に市内に本社又は営業所を置くバス事業者又はタクシー事業者運転士として就職し、運転士として従事した期間（以下この章において「従事期間」という。）が12か月を経過したもの 助成対象経費の4分の1に相当する額
 - (3) 前号の助成金の交付を受けた者で、市内に本社又は営業所を置くバス事業者又はタクシー事業者運転士として従事し、従事期間が24か月を経過したもの 助成対象経費の4分の1に相当する額
 - (4) 前号の助成金の交付を受けた者で、市内に本社又は営業所を置くバス事業者又はタクシー事業者運転士として従事し、従事期間が36か月を経過したもの 助成対象経費の4分の1に相当する額
- 2 従事期間の算定において、従事した日数が20日に満たない月にあつては、従事期間に含めないものとする。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第7条 申請者が助成金の申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めるときは、書類の一部を省略することができる。

- (1) 岩国市公共交通人材確保事業費補助金交付申請書兼請求書（第二種運転免許取得助成金用）（様式第1号）
- (2) 教習所の教習料金並びに運転免許試験場での適性検査及び学科試験に要した経費が分かる領収書等の写し（支払日、支払金額の内訳及び支払先が確認できるものに限る。）
- (3) 取得した運転免許証の写し
- (4) 助成金の受け取りに使用する申請者本人の口座の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し
- (5) 前条第1項第2号から第4号までに規定する助成金を申請する場合は、従事証明書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の申請期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1項第1号の助成金 第二種運転免許の発行日から30日以内
- (2) 前条第1項第2号の助成金 従事期間が12か月に達した日から30日以内
- (3) 前条第1項第3号の助成金 従事期間が24か月に達した日から30日以内
- (4) 前条第1項第4号の助成金 従事期間が36か月に達した日から30日以内

3 大型自動車第二種運転免許及び普通自動車第二種運転免許の両方を取得した場合は、いずれか一方に限り、助成金の申請を行うことができるものとする。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付決定及び額の確定をし、

岩国市公共交通人材確保事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付が適当でないと認めたときは、助成金の不交付を決定し、岩国市公共交通人材確保事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者に対し、第6条の規定により算定した額の助成金を交付するものとする。

（助成金の申請資格の消失）

第10条 第6条第1項第2号から第4号までに規定する助成金を申請する場合において、転職又は退職等により30日以上連続して運転士として従事しない期間が発生したときは、その後の申請を行うことはできないものとする。ただし、病気等やむを得ない事情で休職し、かつ、当該休職期間を証明することができる場合は、この限りでない。

- 2 前項の休職期間は1年間を限度とし、当該休職期間は従事期間に含めないものとする。

（助成金の従事期間の引継ぎ）

第11条 申請者が、市内に本社又は営業所を置くバス事業者又はタクシー事業者の運転士として転職した場合、運転士として従事していない期間が30日未満である場合に限り、転職するまでの従事期間をそのまま引き継ぐことができるものとする。

第3章 運転士就職奨励金

（奨励対象者）

第12条 奨励金の交付対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 令和6年4月1日以後に市内に本社又は営業所を置くバス事業者、タクシー事業者、地域鉄道事業者又は離島航路事業者に運転士（離島航路事業者にあつては一等航海士。以下「運転士」という。）として就職し、運転士として従事した期間（以下この章において「従事期間」という。）が1年を経過していること。
- (2) 奨励金の申請をする日時点において、70歳未満であること。
- (3) 第1号に規定する運転士として就職した日前1年以内に、市内に本社又は営業所を置くバス事業者、タクシー事業者、地域鉄道事業者又は離島航路事業者に運転士として従事していないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

（奨励金の額等）

第13条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 従事期間が12か月を経過した運転士（パート又はアルバイトとして雇用されている運転士を除く。以下「正規運転士」という。） 1か月につき1万円
- (2) 前号の奨励金の交付を受けた者で、従事期間が24か月を経過した正規運転士 1か月につき1万円

- (3) 前号の奨励金の交付を受けた者で、従事期間が36か月を経過した正規運転士 1 か月につき1万円
- 2 パート又はアルバイトとして雇用されている運転士に係る奨励金の額は、前項各号に定める額の2分の1の額とする。
- 3 従事期間の算定において、従事した日数が20日に満たない月にあつては、従事期間に含めないものとする。
- 4 正規運転士として従事した日が1日以上ある月は、正規運転士として従事していたものとして算定する。
- 5 第1項各号の奨励金の交付は、それぞれ1回限りとする。

(奨励金の申請)

第14条 奨励金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）が奨励金の申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めるときは、書類の一部を省略することができる。

- (1) 岩国市公共交通人材確保事業費補助金交付申請書兼請求書（運転士就職奨励金用）
(様式第5号)
- (2) 運転免許証（地域鉄道事業者に従事する者にあつては甲種内燃車運転免許証、離島航路事業者に従事する者にあつては船舶操縦免許証）の写し
- (3) 奨励金の受け取りに使用する申請者本人の口座の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し
- (4) 従事証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 奨励金の申請期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 前条第1項第1号の奨励金 従事期間が12か月に達した日から30日以内
- (2) 前条第1項第2号の奨励金 従事期間が24か月に達した日から30日以内
- (3) 前条第1項第3号の奨励金 従事期間が36か月に達した日から30日以内
(奨励金の交付決定等)

第15条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、奨励金の交付決定及び額の確定をし、岩国市公共交通人材確保事業費補助金交付決定及び額の確定通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、奨励金の交付が適当でないと認めたときは、奨励金の不交付を決定し、岩国市公共交通人材確保事業費補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第16条 市長は、前条第1項の規定による奨励金の交付決定を受けた者に対し、第13条の規定により算定した額の奨励金を交付するものとする。

(奨励金の申請資格の喪失)

第17条 第13条第1項又は第2項に規定する奨励金を申請する場合において、転職又は退職等により30日以上連続して運転士として従事しない期間が発生したときは、その後の申請を行うことはできないものとする。ただし、病気等やむを得ない事情で休職し、か

つ、当該休職期間を証明することができる場合は、この限りでない。

2 前項の休職期間は1年間を限度とし、当該休職期間は従事期間に含めないものとする。

3 第1項の規定により申請資格を喪失した者が、再度第12条に規定する奨励対象者となった場合は、奨励金の申請はできないものとする。

(奨励金の従事期間の引継ぎ)

第18条 申請者が、市内に本社又は営業所を置くバス事業者、タクシー事業者、地域鉄道事業者又は離島航路事業者の運転士として転職した場合、運転士として従事していない期間が30日未満である場合に限り、転職するまでの従事期間をそのまま引き継ぐことができるものとする。

第4章 雑則

(協力の要請)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対して、第二種運転免許の取得及び運転士の就職状況等に関する調査等への協力を求めることができる。

(様式)

第20条 規則第18条の規定による補助金の交付の決定の取消しに使用する書類は、岩国市公共交通人材確保事業費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)とする。

2 規則第19条の規定による補助金の返還命令に使用する書類は、岩国市公共交通人材確保事業費補助金返還命令書(様式第7号)とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。